

証券コード 8877

2025年6月4日

株 主 各 位

大阪市福島区福島六丁目25番19号

エスリード株式会社

代表取締役社長 荒 牧 杉 夫

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会につきましては、下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、インターネット等または書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.eslead.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR情報メニュー」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8877/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスリード」又は「コード」に当社証券コード「8877」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項
報告事項
1. 第33期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、可能な限り、インターネット等または書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合には、後述の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2025年6月25日(水曜日)午後6時00分までに行使してください。
- (2) 書面による議決権行使の場合には、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後6時00分までに到着するようご返送ください。
- (3) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

(ご案内) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」※を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安が続く為替状況とそれに伴う物価上昇、地政学的リスクの高まりによる原材料価格の高騰、米国の通商政策等に注視が必要な状況が継続しているものの、雇用・所得環境の改善や高い水準にある企業収益などの要因により、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループの属する不動産業界においては、インバウンド需要の回復や円安の長期化を背景に、国内外の投資家の投資意欲は依然として底堅く、また、住宅市場は政府による継続的な各種支援制度等により横ばいの範囲で推移しております。一方、用地取得原価・建築原価の上昇が見込まれることから、当社は物件の特性を把握したうえで、物件ごとに保有期間をコントロールしながら適切な時期に販売するとともに、販売方法として個別分譲、一棟販売を的確に見極めることによって利益を最大化させるビジネスモデルへの転換を図ってまいります。

当社グループは創業当初のマンション専業体制から「真の総合不動産会社」へ成長する変革期にあります。その取り組みとして、マンション事業以外に、大阪・関西万博（Expo 2025 Osaka）のシンガポールパビリオン建設、ラウンドワン三宮駅前店取得、冷凍冷蔵倉庫開発、ヘルスケア関連施設開発、ホテル開発、オフィスビル取得を手掛けるなど、商業・事業施設事業や総合建設業など多岐にわたる事業を展開してまいりました。今後も新たな事業領域に積極的に挑戦し、総合不動産会社としての使命を果たしてまいります。

これらの結果、当社は創業以来最高の売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を達成しました。連結売上高は947億65百万円（前期比18.0%増）、連結営業利益は145億48百万円（前期比25.1%増）、連結経常利益は137億48百万円（前期比21.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は93億30百万円（前期比24.1%増）となりました。

当社グループは、経営目標の達成状況を判断するための客観的な指標として経常利益を採用しています。当連結会計年度における経常利益の実績は137億48百万円となり、期初に公表した業績予想の137億円を上回ることができました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

1) 不動産販売事業

不動産販売事業の中でもマンション分譲事業においては、底堅い住宅需要に加え、従来の個人・法人顧客に加えて国内外の機関投資家など充実した出口戦略により、マンションの販売・引渡が好調に推移した結果、外部顧客への売上高657億10百万円（前期比10.4%増）、セグメント利益は114億51百万円（前期比12.4%増）となりました。

2) その他事業

既存のマンション周辺事業においては、外部顧客への売上高は290億55百万円（前期比40.1%増）、セグメント利益は53億56百万円（前期比51.0%増）となりました。

	金額（千円）	構成比（%）
不動産販売事業	65,710,276	69.3
その他の	29,055,615	30.7
合計	94,765,891	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、8億75百万円であります。

その主な内容は、不動産賃貸事業における収益不動産の取得（6億50百万円）であります。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中の借入による資金調達の様況は、次のとおりであります。

借入金

借入額	返済額
90,025,700千円	36,715,388千円

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の様況

区分	第30期 (2022年3月期)	第31期 (2023年3月期)	第32期 (2024年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	74,597	79,913	80,286	94,765
経常利益(百万円)	8,575	9,368	11,346	13,748
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	5,428	6,147	7,518	9,330
1株当たり当期純利益(円)	351.83	398.40	487.27	604.74
総資産(百万円)	114,315	135,867	168,954	227,029
純資産(百万円)	55,698	60,965	66,873	73,460
1株当たり純資産額(円)	3,609.82	3,951.19	4,334.08	4,761.07
(ご参考) 期末発行済株式数(千株)	15,465	15,465	15,465	15,465

(3) 重要な親会社及び子会社の様況

① 親会社の様況

当社の親会社は、森トラスト株式会社で、同社は、当社の株式8,289千株（議決権比率53.89%）を保有しております。親会社との取引はございません。

② 親会社との重要な財務及び事業の方針に関する契約等

2012年2月23日付で森トラスト株式会社との間で、資本業務提携契約を締結しております。当社と森トラスト株式会社は、本提携を通じて、当社と同社が相互に経営ノウハウを提供することにより、国内におけるマンションの企画・開発・販売等を協力して推進し、両社の企業価値向上を図ることを目的としております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
エスリード建物 管理株式会社	10,000	100.0	マンションの管理事業
エスリード賃貸株式会社	10,000	100.0	マンションの賃貸管理事業
綜電株式会社	90,000	100.0	電力供給事業
イー・エル建設株式会社	200,000	100.0	建設・リフォーム事業
エスリード リアルティ株式会社	10,000	100.0	不動産の仲介・買取再販事業
エスリードハウス株式会社	10,000	100.0	戸建分譲事業
デジメーション株式会社	10,000	100.0	デジタルマーケティング事業
エスリードホテル マネジメント株式会社	10,000	100.0	宿泊施設の運営・管理事業
エスリード・アセット マネジメント株式会社	10,000	100.0	不動産証券化事業
エスリードアパートメント 株式会社	10,000	100.0	アパート開発・販売事業
Eクリーンアップ株式会社	10,000	100.0 (※)	マンション・ビルの清掃事業
南都ビルサービス株式会社	10,000	100.0 (※)	ビルメンテナンス事業

- (注) 1. 2025年2月3日に、エスリードアパートメント株式会社を設立いたしました。
2. エスリードリアルティ株式会社は、2025年3月3日付で本社を大阪府大阪市北区から大阪府大阪市福島区に移転いたしました。
3. 議決権比率欄の※印は、間接含有を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社は「不動産業界をリードする（real EState LEAD）」という想いのもと、1992年5月に設立された総合不動産会社です。経営理念として「総合デベロッパーとして。都市と住まいの未来を見据えて。」を掲げ、その事業領域はマンション開発のみならず戸建事業やホテル事業、更には総合建設業や太陽光発電事業など多岐にわたります。

今後、用地取得原価・建築原価の上昇が見込まれることから、物件の特性を把握したうえで、物件ごとに保有期間をコントロールしながら適切な時期に販売するとともに、販売方法として個別分譲、一棟販売を的確に見極めることによって利益の最大化を図ってまいります。

また、当社の成長戦略として、創業以来の良質なマンション供給体制を着実に成長させ、マンション周辺事業を更に拡大充実させます。そしてその他の不動産事業の積極的な拡大成長を推し進め、不動産ソリューションにも取り組み、更なる発展と社会貢献を目指してまいります。

なお、2026年3月期引渡予定の物件の用地取得は完了しており、2027年3月期以降引渡予定の物件の用地取得も順調に進んでおります。

私たちは、これからもエスリードグループ一体となって、総合不動産会社として永続的に成長し、皆様に幸せをお届けしてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社12社により構成されており、事業はマンションの開発分譲を中心として、マンションの管理事業、賃貸関連事業、電力供給事業、建設・リフォーム事業、不動産の仲介・買取再販事業、戸建分譲事業、宿泊施設の運営・管理事業、不動産証券化事業、デジタルマーケティング事業、マンション・ビルの清掃事業、ビルメンテナンス事業、アパート事業等を行っております。

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	大阪市福島区
福岡支店	福岡市中央区
名古屋支店	名古屋市中区

② 子会社

名 称	所 在 地
エスリード建物管理株式会社	大阪市北区
エスリード賃貸株式会社	大阪市北区
綜電株式会社	大阪市北区
イー・エル建設株式会社	大阪市北区
エスリードリアルティ株式会社	大阪市福島区
エスリードハウス株式会社	大阪市北区
デジメーション株式会社	大阪市福島区
エスリードホテルマネジメント株式会社	大阪市北区
エスリード・アセットマネジメント株式会社	大阪市福島区
エスリードアパートメント株式会社	大阪市福島区
Eクリーンアップ株式会社	大阪市北区
南都ビルサービス株式会社	奈良市大宮町

(注) 1. 2025年2月3日に、エスリードアパートメント株式会社を設立いたしました。

2. エスリードリアルティ株式会社は、2025年3月3日付で本社を大阪府大阪市北区から大阪府大阪市福島区に移転いたしました。

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
419名 (705名)	15名増 (39名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 臨時従業員数は、() 内に当連結会計年度末人員を外数で記載しております。

3. 臨時従業員には準社員、嘱託社員、派遣社員及びパートタイマーを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	15,099百万円
株式会社三井住友銀行	12,232
株式会社りそな銀行	10,805

(注) 上記のほか、株式会社三井住友銀行を主幹事とする計14行からのシンジケートローンによる借入金 (総額7,800百万円)、株式会社三井住友

銀行を主幹事とする計 3 行からのシンジケートローンによる借入金（総額6,599百万円）、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする計 6 行からのシンジケートローンによる借入金（総額2,600百万円）があります。

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 61,862,400株
- ② 発行済株式の総数 15,465,600株
- ③ 株主数 43,386名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
森トラスト株式会社	8,289千株	53.72%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	909千株	5.89%
荒牧杉夫	309千株	2.01%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	87千株	0.57%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	80千株	0.52%
大槻定美	36千株	0.23%
矢部コーポレーション株式会社	35千株	0.23%
モルガン・スタンレーMUFG証券 株式会社	30千株	0.20%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	30千株	0.20%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	29千株	0.19%

(注) 持株比率は自己株式 (36,193株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員等の状況

- ① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒牧 杉夫	
専務取締役	井上 祐造	管理本部長
専務取締役	戸井 幸治	事業本部長
専務取締役	大場 健夫	営業本部長
常務取締役	毎熊 正徳	事業副本部長
常務取締役	藤野 正明	エスリード建物管理株式会社 代表取締役社長
取締役	小倉 大輔	営業副本部長
取締役	大城 元樹	営業副本部長
取締役	名倉 功	事業副本部長
取締役	半田 智之	森トラスト株式会社常務執行役員
取締役	大石 歌織	北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 株式会社PALTAC社外取締役 東和薬品株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	米津 均	米津税務会計事務所所長
取締役（監査等委員）	石川 宗隆	税理士法人S. T. M総研代表社員
取締役（監査等委員）	白濱 実雄	

- (注) 1. 取締役大石歌織氏、取締役（監査等委員）米津均氏及び石川宗隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役大石歌織氏は、弁護士の資格を有しております。
3. 取締役（監査等委員）米津均氏及び石川宗隆氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・米津均氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・石川宗隆氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役大石歌織氏、取締役（監査等委員）米津均氏及び石川宗隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年6月27日付で、藤野正明氏は取締役から常務取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 報酬等の構成

当社の報酬等の構成は固定報酬を支給するものとし、固定報酬は月例定額報酬、賞与及び役員退職慰労金により構成する。なお、月例定額報酬、賞与とは前期の当社業績を勘案し決定したものをいう。

c. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の固定報酬のうち月例定額報酬及び毎年6月に支給する賞与については役位、職責、在任期間、常勤・非常勤の別に応じて他社水準、前期の当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。役員退職慰労金については役員退職慰労金支給規程に従い決定する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役社長に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行った上で代表取締役社長が各取締役と協議を行い、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 (1)	348百万円 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	8 (6)
合 計	14	357

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第24回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。なお、決議された当時の員数は、取締役（監査等委員を除く）9名、取締役（監査等委員）3名であります。
3. 当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会にて代表取締役社長荒牧杉夫氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役大石歌織氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナーであります。当社は同事務所に、個別事案の法律事務を委託しておりますが、その取引金額は僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。また、当社と株式会社PALTAC及び東和薬品株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）米津均氏は、米津税務会計事務所の所長であります。当社と米津税務会計事務所との間に特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）石川宗隆氏は、税理士法人S. T. M総研の代表社員であります。当社と税理士法人S. T. M総研との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 大石歌織	2024年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 米津均	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、委員長として監査の方法及びその内容と監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員) 石川宗隆	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査の方法及びその内容と監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を、法令・定款を遵守した行動をとるための規範とする。
 - ・総務部はコンプライアンスに関する規程の社内への周知・徹底を継続的に実施する。
 - ・内部通報制度運用規程に則り、コンプライアンス上の疑義ある行為については総務部・内部監査室・外部法律事務所を窓口として情報を収集し、取締役会及び監査等委員会へ報告のうえ適切に対処する。
 - ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、法令並びに定款及び社内規程に則り業務を行い、取締役会の議事録は文書管理規程に基づき適切に作成・保管する。
 - ・取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・経営目標と企業目的を踏まえ、リスク管理規程を制定する。
 - ・リスク管理規程に則り、目標達成を脅かすリスクの特定・リスクの発生可能性と経営に与えるインパクトの評価・リスク評価の結果に基づいてリスクを軽減するために必要な施策を実施することによりリスク環境の変化に迅速に対応する。
 - ・リスク状況の監視及び対応は、リスク管理委員会が行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行う。その他必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - ・取締役は、自己の所管する業務について、取締役会及び随時に他の取締役に對して報告を実施する。
 - ・日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。

- ⑤ 当社による子会社の管理体制、当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社による子会社の管理体制
 - ・内部統制システムの構築は当社グループ一体で実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
 - ・子会社の取締役は、当社の取締役会に出席し、業務進捗状況・財務状況その他の重要な情報について報告を行う。
 - ・子会社損失の危険の管理についてはリスク管理規程に則り、当社グループ一体でリスク管理を実施する。
 - ・子会社の日常の業務執行においては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を実施し、効率的な業務遂行を実施する。
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、「エスリードグループ行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程に基づき、当社グループ一体での体制整備を実施する。
 - ・内部監査室は、子会社の内部監査を定期的実施しコンプライアンス上の問題点の有無及び業務の適切性の検証を行う。
 2. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・親会社の取締役と当社の取締役は当社及び子会社の内部統制システムの構築・運用状況について定期的に意見交換を行い、親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適切性を確保する。
 - ・支配株主と少数株主の利益が相反する重要な取引等については、取締役会の諮問に基づき特別委員会が検証を行い取締役会に答申することで、必要性・合理性・妥当性を確保する。
- ⑥ 監査等委員会の補助に関する体制
- ・監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会スタッフとして置くこととする。
 - ・当該使用人の人事は監査等委員会の意見を尊重する。
 - ・当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会に報告するための体制
- ・内部通報制度運用規程に則り、当社グループにおけるコンプライアンス上の疑義ある行為については、当社の監査等委員会へ報告するものとする。
 - ・当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査

等委員会に報告すべき事項を定めるとともに定められた報告事項以外についても、必要な事項は随時報告する体制を整備する。

- ・ 内部通報制度運用規程に則り、報告をした者が監査等委員会へ報告をしたことを理由として、いかなる不利益取扱も行わない。
- ⑧ 監査等委員である取締役の監査費用等に関する体制
- ・ 監査等委員である取締役がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、審議の上、当該請求に係る費用等が適切でない場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑨ 監査等委員会の監査が効率的に行われるための体制
- ・ 必要に応じて当社グループの代表取締役・会計監査人・内部監査室は監査等委員会との意見交換を実施する。
 - ・ 監査等委員である取締役は、当社グループの重要な会議に必要なに応じて出席し、意思決定の過程及び業務執行状況について把握する。
 - ・ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会監査の実効性の確保に関する監査等委員会からの要望事項には、速やかに対応する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性の確保及び、2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する意識向上のため、社内研修の実施等により、行動規範・内部通報制度運用規程等の周知徹底を図りました。
- ② リスク管理委員会を12回開催し、当社グループのリスクを包括的に管理するとともに、当社グループ全体で共有しました。
- ③ 取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

- ④ 当社の取締役がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しました。また、グループ会社の取締役は定時取締役会に出席し、業務の進捗等の報告を行いました。
- ⑤ 監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、各監査等委員は、取締役会への出席及び会計監査人・取締役等との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行及び内部統制の整備・運用状況の監査を実施しました。
- ⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社・グループ各社及び財務報告内部統制の評価に係る内部監査を実施しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付け、業績推移や財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案しながら、企業価値の向上に応じて配当総額を持続的に高めることを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期末の期末配当金につきましては、1株当たり100円といたしました。これに中間配当金85円を含めた年間配当金は、1株当たり185円となります。

(8) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	213,514,900	流動負債	48,255,007
現金及び預金	31,242,775	支払手形及び買掛金	1,264,933
売掛金	2,670,135	電子記録債務	3,212,000
販売用不動産	83,611,209	短期借入金	4,010,000
仕掛販売用不動産	90,657,956	1年内返済予定の長期借入金	32,577,416
その他	5,332,823	リース債務	138,889
固定資産	13,514,751	未払法人税等	3,069,973
有形固定資産	9,497,640	前受金	1,807,594
建物及び構築物	1,824,266	賞与引当金	238,108
機械装置及び運搬具	1,605,837	その他	1,936,093
土地	3,374,789	固定負債	105,314,220
リース資産	1,137,854	社債	1,500,000
建設仮勘定	1,515,477	長期借入金	101,559,759
その他	39,414	リース債務	1,089,707
無形固定資産	262,883	退職給付に係る負債	178,057
投資その他の資産	3,754,227	役員退職慰労引当金	243,875
投資有価証券	499,971	資産除去債務	23,320
繰延税金資産	855,236	その他	719,502
その他	2,399,019	負債合計	153,569,228
資産合計	227,029,651	純資産の部	
		株主資本	73,255,778
		資本金	1,983,000
		資本剰余金	2,871,307
		利益剰余金	68,467,160
		自己株式	△65,690
		その他の包括利益累計額	204,644
		その他有価証券評価差額金	204,644
		純資産合計	73,460,423
		負債・純資産合計	227,029,651

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（ 2024年4月1日から
2025年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		94,765,891
売上原価		70,955,552
売上総利益		23,810,339
販売費及び一般管理費		9,262,112
営業利益		14,548,226
営業外収益		
受取利息及び配当金	28,403	
解約違約金収入	12,972	
保証金敷引収入	149,688	
助成金収入	16,606	
受取保険金	4,446	
受取事務手数料	71,264	
その他	48,227	331,609
営業外費用		
支払利息	996,311	
支払手数料	120,895	
その他	13,949	1,131,156
経常利益		13,748,679
税金等調整前当期純利益		13,748,679
法人税、住民税及び事業税	4,652,977	
法人税等調整額	△235,069	4,417,907
当期純利益		9,330,772
親会社株主に帰属する当期純利益		9,330,772

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,983,000	2,871,307	61,836,559	△64,924	66,625,942
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,700,170		△2,700,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,330,772		9,330,772
自 己 株 式 の 取 得				△766	△766
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	—	—	6,630,601	△766	6,629,835
当連結会計年度末残高	1,983,000	2,871,307	68,467,160	△65,690	73,255,778

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	247,113	247,113	66,873,055
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△2,700,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			9,330,772
自 己 株 式 の 取 得			△766
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	△42,468	△42,468	△42,468
連結会計年度変動額合計	△42,468	△42,468	6,587,367
当連結会計年度末残高	204,644	204,644	73,460,423

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	12社
・主要な連結子会社の名称	エスリード建物管理株式会社 エスリード賃貸株式会社 綜電株式会社 イー・エル建設株式会社 エスリードリアルティ株式会社 エスリードハウス株式会社 デジメーション株式会社 エスリードホテルマネジメント株式会社 エスリード・アセットマネジメント株式会社 Eクリーンアップ株式会社 南都ビルサービス株式会社 エスリードアパートメント株式会社

エスリードアパートメント株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

なお、非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
また、連結子会社における機械装置については主に定額法を採用しております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
 - ・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

- イ. 不動産売上高 不動産販売事業においては、顧客と締結した不動産売買契約に基づくマンション等の引渡を履行義務として識別していることから、マンション等を引き渡した時点で収益を認識しております。
- ロ. 不動産売上原価 プロジェクト単位別の個別原価計算（専有面積を基

準に販売物件単位に按分)を採用しております。

ハ. 長期修理保証サービスに係る収益

履行義務が時の経過につれて充足されるため、保証期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8年間にわたる均等償却を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債の計算には退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産のその他に計上し(5年均等償却)、棚卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

棚卸資産評価損	一千円
販売用不動産	83,611,209千円
仕掛販売用不動産	90,657,956千円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する棚卸資産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。連結会計年度末における正味売却価額に基づき収益性が低下した場合に簿価の切下げを行い、当該切下げ額を棚卸資産評価損として計上しております。

当社グループの保有する棚卸資産は、主として不動産販売事業における新築マンションプロジェクト及びその他の事業における中古マンションであり、正味売却価額の算定の基礎となる事業計画を作成するに当たっては、物件の立地条件、近隣の物件供給状況や賃料水準等、多くの要因を考慮しております。そのため、将来の景気動向や不動産市況の悪化等によりその資産価値が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	57,946,396千円
仕掛販売用不動産	69,426,777千円
建物及び構築物	1,214,919千円
土地	2,194,375千円
有形固定資産のその他等	1,723,963千円
計	132,506,431千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	4,010,000千円
1年内返済予定の長期借入金	32,104,916千円
長期借入金	88,360,809千円
計	124,475,725千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

3,269,067千円

(4) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

売掛金	1,104,726千円
契約資産	1,565,408千円
計	2,670,135千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,465千株	一千株	一千株	15,465千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36千株	0千株	一千株	36千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年5月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,388,662千円
- ・1株当たり配当額 90.0円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

ロ. 2024年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,311,507千円
- ・1株当たり配当額 85.0円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年5月9日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額 1,542,940千円
- ・1株当たり配当額 100.0円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等によっております。また、資金調達については主として不動産販売事業における棚卸資産の取得を目的とし、金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブは、金利変動リスク軽減のための取引に限定し、借入債務を伴わない取引は一切行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。管理本部が定期的にモニタリングするとともに、取引先別に残高及び期日を管理することで、リスク低減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。これらは市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は主として3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債については主として不動産販売事業における棚卸資産の取得を目的とした金融機関からの調達であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。流動性リスクに関しては、経理部財務課において適時資金計画表を作成し、随時経理部長に提出・報告されております。金利変動リスクに関しては、必要に応じてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引（金利スワップ取引）は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、取引の契約先がいずれも大手金融機関であるため、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が部門責任者の承認を得ており、多額の契約は取締役会の承認を得て決定することになっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	496,891	496,891	—
資産計	496,891	496,891	—
(1) 社債	1,500,000	1,492,963	△7,036
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	134,137,175	134,043,635	△93,539
負債計	135,637,175	135,536,599	△100,575

(注1) 現金及び預金、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,080千円）は、市場価格がなく、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	496,891	—	—	496,891

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	1,492,963	—	1,492,963
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	134,043,635	—	134,043,635

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利のものについては、元利金の合計額を借入期間に応じた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分離しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、大阪府その他の地域において、主として賃貸用マンション（土地を含む）を所有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は58,796千円（主要な賃貸収益は売上高に、主要な賃貸費用は売上原価に計上）であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び当連結会計年度末の時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,376,750	△22,818	1,353,931	2,198,838

- （注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- （注2） 当連結会計年度増減額（△22,818千円）は、減価償却等による減少額（△22,818千円）によるものであります。
- （注3） 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 （単位：千円）

	売上区分			合計
	不動産販売事業	その他事業	計	
一時点で移転される財及びサービス	64,114,043	17,050,045	81,164,089	81,164,089
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	6,778,147	6,778,147	6,778,147
顧客との契約から生じる収益	64,114,043	23,828,192	87,942,236	87,942,236
その他の収益	1,596,233	5,227,422	6,823,655	6,823,655
外部顧客への売上高	65,710,276	29,055,615	94,765,891	94,765,891

（注） 「その他事業」は、不動産賃貸事業、不動産管理事業、電力供給事業、建設・リフォーム事業、不動産の仲介・買取再販事業、戸建分譲事業、宿泊施設の運営・管理事業、不動産証券化事業及びマンション・ビルの清掃事業等を含んでおります。

(2) 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(4) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高) 前受金	2,254,114
契約負債(期末残高) 前受金	1,416,358

契約負債は、主にマンション棟の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,963,829千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

1年以内	1,098,751千円
1年超2年以内	77,193千円
2年超3年以内	64,457千円
3年超	175,955千円

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,761円7銭
(2) 1株当たり当期純利益	604円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	193,461,520	流動負債	39,336,592
現金及び預金	21,837,523	電子記録債務	3,212,000
売掛金	520,301	買掛金	37,917
販売用不動産	80,426,788	短期借入金	3,020,000
仕掛販売用不動産	85,664,809	1年内返済予定の長期借入金	28,982,936
販売用不動産前渡金	607,985	リース債務	5,697
前払費用	503,567	未払金	822,002
その他	3,900,544	未払法人税等	1,826,443
固定資産	5,036,003	前受金	921,405
有形固定資産	3,340,692	賞与引当金	145,901
建物	858,568	その他	362,289
構築物	210,311	固定負債	99,112,160
機械及び装置	0	社債	1,500,000
工具、器具及び備品	6,984	長期借入金	96,505,335
土地	2,264,827	リース債務	8,499
無形固定資産	46,227	退職給付引当金	126,321
ソフトウェア	23,624	役員退職慰労引当金	243,875
電話加入権	9,683	その他	728,129
リース資産	12,919	負債合計	138,448,753
投資その他の資産	1,649,084	純資産の部	
投資有価証券	499,971	株主資本	59,844,125
関係会社株式	270,000	資本金	1,983,000
長期貸付金	3,846	資本剰余金	2,871,307
長期前払費用	148,276	資本準備金	2,870,350
差入保証金	176,995	その他資本剰余金	957
繰延税金資産	443,538	利益剰余金	55,055,508
その他	106,455	利益準備金	31,593
資産合計	198,497,524	その他利益剰余金	55,023,915
		別途積立金	46,500,000
		繰越利益剰余金	8,523,915
		自己株式	△65,690
		評価・換算差額等	204,644
		その他有価証券評価差額金	204,644
		純資産合計	60,048,770
		負債・純資産合計	198,497,524

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
不動産売上高	64,081,576	
その他事業収入	2,990,276	67,071,852
売 上 原 価		
不動産売上原価	48,037,586	
その他事業原価	452,021	48,489,607
売 上 総 利 益		18,582,245
販売費及び一般管理費		8,799,668
営 業 利 益		9,782,576
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	748,161	
解約違約金収入	11,017	
保証金敷引収入	17,761	
受取事務手数料	31,560	
受取賃貸料	53,183	
その他	24,072	885,756
営 業 外 費 用		
支払利息	867,955	
支払手数料	120,895	
その他	13,949	1,002,800
経 常 利 益		9,665,532
税 引 前 当 期 純 利 益		9,665,532
法人税、住民税及び事業税	2,830,744	
法人税等調整額	△77,219	2,753,524
当 期 純 利 益		6,912,008

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,983,000	2,870,350	957	2,871,307	31,593	43,000,000	7,812,077	50,843,670
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						3,500,000	△3,500,000	—
剰余金の配当							△2,700,170	△2,700,170
当 期 純 利 益							6,912,008	6,912,008
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	3,500,000	711,837	4,211,837
当 期 末 残 高	1,983,000	2,870,350	957	2,871,307	31,593	46,500,000	8,523,915	55,055,508

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△64,924	55,633,053	247,113	247,113	55,880,166
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△2,700,170			△2,700,170
当 期 純 利 益		6,912,008			6,912,008
自己株式の取得	△766	△766			△766
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△42,468	△42,468	△42,468
事業年度中の変動額合計	△766	4,211,071	△42,468	△42,468	4,168,603
当 期 末 残 高	△65,690	59,844,125	204,644	204,644	60,048,770

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ. 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 控除対象外消費税のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の長期前払費用に計上し（5年平均償却）、棚卸資産等に係るものは発生年度の費用として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ①不動産売上高 不動産販売事業においては、顧客と締結した不動産売買契約に基づくマンション等の引渡を履行義務として識別していることから、マンション等を引き渡した時点で収益を認識しております。
- ②不動産売上原価 プロジェクト単位別の個別原価計算（専有面積を基準に販売物件単位に按分）を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

棚卸資産評価損	一千円
販売用不動産	80,426,788千円
仕掛販売用不動産	85,664,809千円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 当社の保有する棚卸資産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。事業年度末における正味売却価額に基づき収益性が低下した場合に簿価の切下げを行い、当該切下げ額を棚卸資産評価損として計上しております。

当社の保有する棚卸資産は、主として不動産販売事業における新築マンションプロジェクトであり、正味売却価額の算定の基礎となる事業計画を作成するに当たっては、物件の立地条件、近隣の物件供給状況や賃料水準等、多くの要因を考慮しております。そのため、将来の景気動向や不動産市況の悪化等によりその資産価値が著しく低下した場合、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	57,946,396千円
仕掛販売用不動産	66,147,930千円
建物	466,528千円
構築物	8,774千円
工具、器具及び備品	408千円
土地	1,258,748千円
計	125,828,787千円

(2) 担保資産に対応する債務

短期借入金	3,020,000千円
1年内返済予定の長期借入金	28,982,936千円
長期借入金	84,105,335千円
計	116,108,271千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,606,930千円

(4) 保証債務

以下の連結子会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

エスリード賃貸株式会社	418,576千円
エスリードリアルティ株式会社	3,285,550千円
計	3,704,126千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	105,920千円
② 長期金銭債権	305千円
③ 短期金銭債務	22,040千円

- (6) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務
該当事項はありません。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	4,062,443千円
② 営業取引以外の取引高	811,212千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	36千株	0千株	一千株	36千株

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	90,051千円
賞与引当金	44,645千円
退職給付引当金	39,791千円
役員退職慰労引当金	76,820千円
会員権評価損	26,737千円
投資有価証券評価損	17,965千円
減損損失	11,880千円
その他	225,877千円

繰延税金資産合計 533,770千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△90,232千円</u>
--------------	------------------

繰延税金負債合計 △90,232千円

繰延税金資産の純額 443,538千円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エスリード 賃貸(株)	所有 直接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	418,576	—	—
				保証料の受入 (注1)	214		
	エスリード リアルティ (株)	所有 直接 100%	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注1)	3,285,550	—	—
				保証料の受入 (注1)	1,921		
	エスリード ハウス(株)	所有 直接 100%	同社に資金を融資 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	420,800	関係会社 短期貸付金	—
				貸付金の回収	3,417,600		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、年率0.05%の保証料を受領しております。なお、取引金額には保証債務の期末残高を記載しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社MAプラットフォーム(注)1	東京都港区	40,000	リゾート開発事業・投資事業	—	—	不動産の開発	4,047 (注)2	—	—

(注) 1. 当社の親会社にあたる株式会社森トラスト・ホールディングスの会長森章氏が議決権の100%を保有しています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引条件と同様の条件により決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	不動産販売事業	その他事業	計	
一時点で移転される財およびサービス	64,137,264	120,959	64,258,223	64,258,223
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	64,137,264	120,959	64,258,223	64,258,223
その他の収益	2,641,819	171,809	2,813,629	2,813,629
外部顧客への売上高	66,779,084	292,768	67,071,852	67,071,852

(注) 「その他事業」の区分は、不動産販売事業に含まれない事業であります。

(2) 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(3) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(4) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
契約負債(期首残高) 前受金	1,705,294
契約負債(期末残高) 前受金	874,479

契約負債は、主にマンション棟の不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,705,294千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

1年以内

874,479千円

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,891円84銭

(2) 1株当たり当期純利益

447円97銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

エスリード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスリード株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスリード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算

書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類

が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

エスリード株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 沖 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 戸 田 圭 亮
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスリード株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書

類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎

となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規程等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「太陽有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

エスリード株式会社 監査等委員会

監査等委員 米津 均 ㊟

監査等委員 石川 宗隆 ㊟

監査等委員 白濱 実雄 ㊟

(注) 監査等委員米津均及び石川宗隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (19) (条文省略) (新 設) (新 設) (20) (条文省略)	第1章 総則 (目的) 第2条 (現行どおり) (1) ～ (19) (現行どおり) <u>(20) 有料職業紹介事業</u> <u>(21) 労働者派遣事業</u> <u>(22) (現行どおり)</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
 全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	あら まき すぎ お 荒 牧 杉 夫 (1956年8月29日生)	1979年4月 大京観光株式会社（現株式会社大京）入社 1992年5月 当社設立 代表取締役社長（現任）	309,406株
(取締役候補者とした理由) 当社の創業者であり長年にわたり代表取締役として、当社の経営を統括しております。豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、会社の発展に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	いの うえ ゆう ぞう 井 上 祐 造 (1958年12月9日生)	1996年6月 当社入社 2000年4月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2009年4月 当社取締役管理本部長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長 2017年6月 当社専務取締役管理本部長（現任）	14,216株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役管理本部長として主に当社の管理部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	と い こう じ 戸 井 幸 治 (1973年3月30日生)	1997年3月 当社入社 2015年4月 当社事業第一部長 2016年4月 当社事業本部長 2016年6月 当社取締役事業本部長 2019年6月 当社常務取締役事業本部長 2023年6月 当社専務取締役事業本部長(現任)	11,300株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役事業本部長として、主に不動産販売事業における不動産の仕入・開発部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	お お ば た け お 大 場 健 夫 (1973年7月21日生)	1997年3月 当社入社 2008年4月 当社営業第四部長 2012年6月 当社取締役営業第四部長 2017年4月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長(現任)	14,600株
(取締役候補者とした理由) 専務取締役営業本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の事業に対する高い見識と実績を備えております。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	ま い く ま ま さ の り 毎 熊 正 徳 (1966年2月12日生)	2015年11月 当社入社 2016年4月 当社事業部長 2018年10月 当社事業部長兼名古屋支店長 2019年6月 当社取締役事業副本部長兼名古屋支店長 2023年6月 当社常務取締役事業副本部長兼名古屋支店長 2024年4月 当社常務取締役事業副本部長(現任)	2,600株
(取締役候補者とした理由) 常務取締役事業副本部長として、不動産の仕入・開発において当社の発展に多大な貢献をして参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	ふじのまさあき 藤野正明 (1963年6月5日生)	1982年4月 大阪ガス株式会社入社 2019年4月 綜電株式会社代表取締役社長 2021年4月 エスリード建物管理株式会社代表取締役社長(現任) 2022年6月 当社取締役 2024年6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) エスリード建物管理株式会社代表取締役社長	172株
(取締役候補者とした理由) 当社の主要な子会社での代表取締役として、手腕を発揮して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
7	おぐらだいすけ 小倉大輔 (1974年4月28日生)	1997年3月 当社入社 2016年4月 当社営業第四部長 2019年6月 当社取締役営業副本部長(現任)	9,230株
(取締役候補者とした理由) 取締役営業副本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の売上・利益に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
8	おおしろもとき 大城元樹 (1981年10月7日生)	2005年4月 当社入社 2016年4月 当社営業第五部長 2019年6月 当社取締役営業副本部長(現任)	5,800株
(取締役候補者とした理由) 取締役営業副本部長として、主に不動産販売事業における営業部門を統括しており、当社の売上・利益に貢献して参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
9	なくらこう 名倉功 (1966年7月8日生)	1990年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2020年5月 当社出向 2021年4月 当社入社 事業部長 2021年6月 当社取締役事業副本部長(現任)	900株
(取締役候補者とした理由) 取締役事業副本部長として、不動産の仕入・開発において当社の発展に多大な貢献をして参りました。今後の持続的な企業価値向上、ガバナンスの強化のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	はん だ とも ゆき 半 田 智 之 (1965年10月20日生)	1988年4月 森ビル株式会社入社 2010年5月 森トラスト株式会社ビル営業部営業第1部部长 2012年4月 同社大阪支店長 2012年6月 当社取締役(現任) 2013年7月 森トラスト株式会社執行役員大阪支店長 2019年7月 森トラスト株式会社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 森トラスト株式会社常務執行役員	一株
(取締役候補者とした理由) 不動産業に長年携わった経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言を頂けるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
11	おお いし か おり 大 石 歌 織 (1977年4月21日生)	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 北浜法律事務所(現北浜法律事務所・外国法共同事業)入所 2013年1月 同事務所パートナー(現任) 2017年6月 株式会社PALTAC社外取締役(現任) 2020年6月 東和薬品株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 北浜法律事務所・外国法共同事業パートナー 株式会社PALTAC社外取締役 東和薬品株式会社社外取締役(監査等委員)	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、取締役としての職責を適切に遂行できるものと期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大石歌織氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は半田智之氏及び大石歌織氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

4. 半田智之氏は、前記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおり、現に当社の親会社である森トラスト株式会社の業務執行者であり、かつ、過去10年間においても業務執行者でありました。
5. 大石歌織氏は、弁護士法人北浜法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所に個別事案の法律事務を委託していますが、当社第33期事業年度における同事務所に対する支払報酬の総額は同事務所の年間総収入額の2%以上には相当しないため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 大石歌織氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2.(3).③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">しば た なお こ 柴 田 直 子 (1970年11月6日生)</p>	<p>1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所</p> <p>1998年4月 公認会計士登録</p> <p>2010年10月 優成監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 入所</p> <p>2014年2月 優成監査法人社員</p> <p>2015年6月 中山福株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2016年3月 優成監査法人代表社員</p> <p>2018年7月 太陽有限責任監査法人パートナー</p> <p>2024年9月 太陽有限責任監査法人 退所</p> <p>2024年10月 柴田直子公認会計士事務所設立代表(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 中山福株式会社社外取締役 柴田直子公認会計士事務所</p>	一株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由)</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として培われた高度な専門的知識と幅広い見識を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員としての職責を適切に遂行できるものと期待し、新たに監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 柴田直子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 当社は、柴田直子氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 柴田直子氏は、2024年6月末の有価証券報告書監査まで、当社の会計監査(業務執行社員)を担当しておりました。尚、現在は同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

5. 当社は、柴田直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として届け出る予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2.(3).③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、2016年6月28日開催の第24回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額500百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいたしたいと存じます。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「2.(3).④.ロ.当事業年度に係る報酬等の総額等」記載のとおりであります。

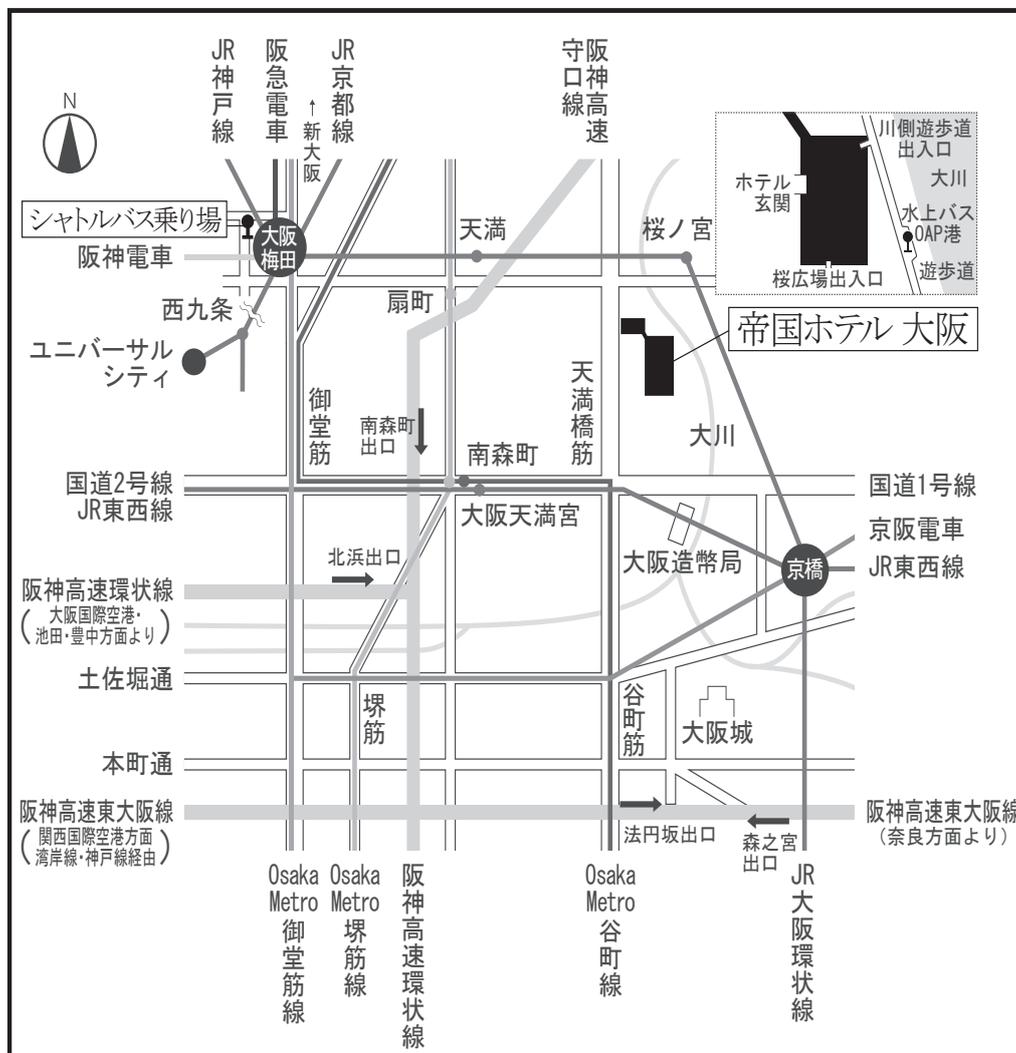
本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員人数及び、今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市北区天満橋一丁目 8 番50号
帝国ホテル大阪 5階 吉野の間
電話 06 (6881) 1111 (代表)



交通のご案内

- 徒 歩：JR環状線「桜ノ宮駅」西出口より約5分
JR東西線「大阪天満宮駅」より約10分
OsakaMetro・堺筋線・谷町線「南森町駅」より約12分
OsakaMetro・堺筋線・「扇町駅」より約10分
- 車：梅田より約10分 新大阪より約15分
阪神高速守口線 扇町出口・南森町出口より約5分
- シャトルバス：シャトルバスの詳細につきましては、帝国ホテル大阪ウェブサイトをご覧ください。

お 願 い

当日は駐車場が混雑する可能性がありますので、お車でのご来場は極力ご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様への記念品はとりやめとさせていただきます。
おります。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。